



川崎市多摩川シンボルマーク

多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画 <概要版>



平成23年 1月

 川 崎 市

多摩川河川敷バーベキュー適正利用計画 概要版



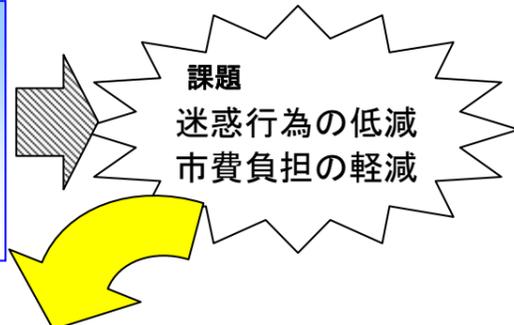
I. バーベキュー利用の検証

1. 計画策定の趣旨

バーベキューについては、特に、高津区二子橋周辺の多摩川河川敷がバーベキューの利用者が多く訪れています。

近年は、手軽なレジャーとして利用者が増加し、モラルの低下による迷惑行為が増加したため、マナー啓発を中心とした対策を進めてきました。

- 問題点**
- 深夜の花火、音楽演奏等による騒音の発生
 - 排泄行為、駅前のたむろ、ゴミの投棄などの発生
 - 多摩川本流への入水に起因する水難事故の危険性
 - 駅及び周辺施設のトイレの使用による各管理者の負担増
 - バーベキュー利用により発生したごみ処理費用についての市費負担増 など



上記の課題解決には、地元住民の皆さまの意向やバーベキュー利用者の実態を把握したうえで、対応を検討する必要があります。
 しかし、運営事例が少ないことや、利用者や他への影響が不明であることから、**ルールや受益者負担を設定した社会実験を行い、本格実施に向けた対応方針を策定すること**としました。

2. 社会実験実施概要

実施期間：平成22年9月1日～9月30日
 実施区域：高津区二子橋周辺多摩川河川敷内
 利用時間：6：00～18：00（入場は15：00まで）
 料 金：ごみ処理や清掃、警備に係る実費相当分として1人500円（小学生以上）を利用者から徴収
 来場予測者数：約10,000人

利用ルール	調査項目
<ul style="list-style-type: none"> 花火の禁止 音響機器の持ち込みは禁止 多摩川への入水禁止 ごみの分別及び場外への搬出禁止 	<p>(1) 来場者数・収支</p> <ul style="list-style-type: none"> 料金徴収による収支バランス、利用者数、必要な人員 <p>(2) 利用者アンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> 居住地・交通手段の調査 料金の妥当性や求める施設・サービスなどの意識調査 <p>(3) 近隣へのアンケート</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会実験の実施による近隣住民への迷惑行為の状況調査

3. 社会実験結果の検証

(1) 来場者数・収支

収入		支出	
利用者数	14,040人	ごみ処理費用	約50万円
うち有料利用者数	13,835人	料金徴収および河川敷清掃費用など	約404万円
料金 ひとり	500円/人	備品類及び内部管理経費	約131万円
計	691万7500円	計	約585万円

(2) 利用者アンケート

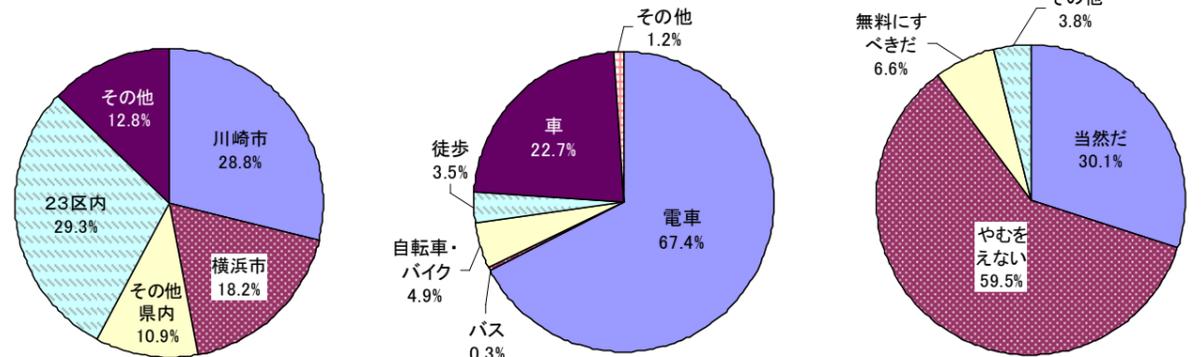


図 3-1 社会実験エリア利用者の居住地
 図 3-2 社会実験エリア利用者の交通手段
 図 3-3 料金（500円）を徴収していることについて

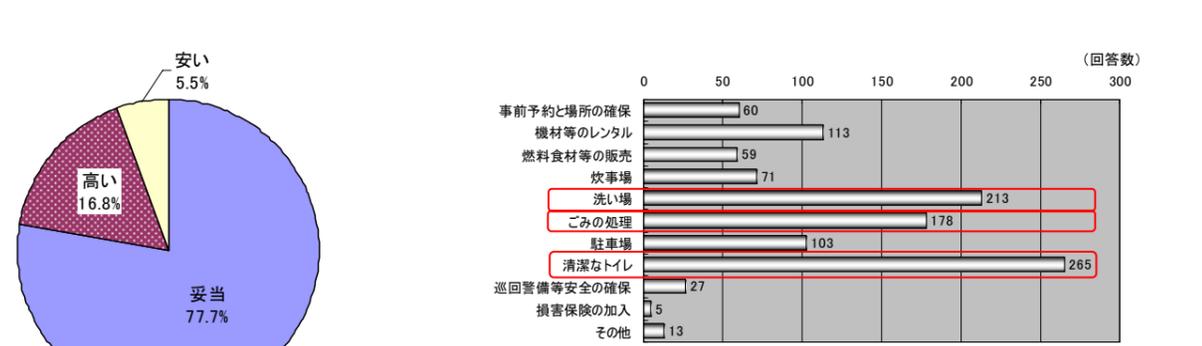


図 3-4 500円という金額について
 図 3-5 社会実験エリア利用者が必要だと思うサービス・施設（複数回答）

- 来場者は川崎市民が約30%、横浜市や23区内の居住者が約47%
- 電車の利用は7割弱
- 料金を徴収することについては約89%の利用者が理解を示し、500円という金額を妥当とした利用者は約77%
- 有料化に当たり、必要なサービス・施設は、清潔なトイレや洗い場、ゴミ処理の順

(3) 近隣住民アンケート

近隣住民アンケートは前回調査と同様の箇所をアンケート配布地としました。回収数は279通、回収率は20.7%でした。

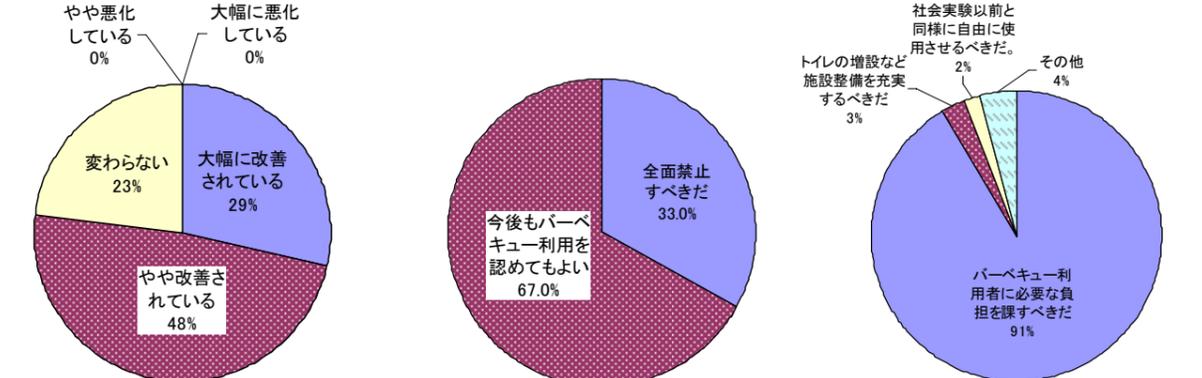


図 3-6 迷惑行為の変化
 図 3-7 今後のバーベキュー利用について
 図 3-8 バーベキュー利用の考え方（認めても良いと選択した場合のみ回答）

5. バーベキュー利用可能区域の選定

(1) 川崎市多摩川プランにおける位置づけ

「川崎市多摩川プラン」では、二子橋周辺エリアや等々力・丸子橋地区周辺エリアでバーベキュー問題の解決を位置づけています。

また、現在策定中の「第3期実行計画」においても、二子橋地区周辺におけるバーベキュー対策を進めることを位置づけています。

(2) バーベキュー利用可能区域の選定

迷惑行為の低減という喫緊の課題解決に向けて、社会実験を含めた検証について、当該地域の住民代表を交えたバーベキュー対策会議で熟度を深められたことや、その実験の結果も一定の成果が見られたことから、高津区二子橋周辺の河原部分をバーベキュー利用可能区域と定めることとし、その他の地区については、原則として禁止としますが、利用の状況や利用者のニーズ、地域の方々のご意見を踏まえて検討を進めていきます。

- ・ 迷惑行為への対策が急がれるとともに、社会実験の結果や第3期実行計画等での位置づけを踏まえ、バーベキュー利用が可能な地区は二子橋周辺のバーベキュー社会実験エリアとします。
- ・ バーベキュー利用可能区域については、社会実験と同様、国から占用許可を取得します。
- ・ その他の地区については、原則として禁止としますが、バーベキュー利用の状況や利用者のニーズ、地域の方々のご意見を踏まえて検討を進めていきます。

II. バーベキュー利用対応方針

1. バーベキュー利用可能区域の運営について

(1) 利用可能区域

迷惑行為の低減という喫緊の課題解決に向け、社会実験の結果も一定の効果がみられたことから、高津区二子橋周辺の河原部分をバーベキュー利用可能区域とします。

- ・ バーベキュー利用可能区域は、高津区二子橋周辺の河原部分
- ・ 面積は約4ヘクタール



(2) 利用時間

バーベキュー利用者の来場時間が、野球場等利用者の来場時間や近隣住民の通勤時間帯と重なることを避けるなど、総合的に勘案し、受付開始時間を9時に設定いたします。

- ・ 受付開始時間は9時

終了時間や受付終了時間、周辺地域の生活時間帯、緑地内の施設の利用時間帯などを考えると、終了時間は他の施設と同じ時間とし、日没なども考慮することが妥当であると考えられます。

さらに、受付時間についても、利用者が準備や片付け、バーベキューを楽しむ時間を含めて3時間程度は必要ではないかと考えられることから、受付終了時間は終了時刻の3時間前に設定します。

- ・ 終了時間は、4月～9月は午後6時まで（受付時間は午後3時まで）
- ・ 10月～3月は午後4時まで（受付時間は午後1時まで）

(3) 利用期間

11月から3月の間においても、わずかではありますが、利用実態があり受益者負担の原則に基づき、利用期間は通年といたします。

- ・ 利用期間は年末年始を除く通年

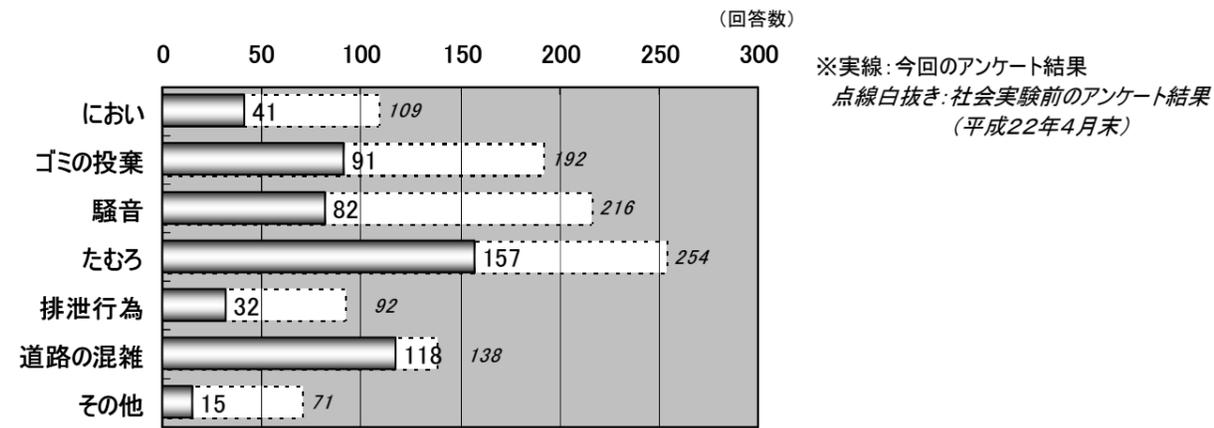


図3-9 受けた迷惑行為の種類 単位：件

- ・ 「迷惑行為が改善された」との回答が全体の77%
- ・ 「悪化した」との回答はなし
- ・ 社会実験前に比べ、ほとんどの迷惑行為が大幅に改善
- ・ 騒音、排泄行為、においに関しては半減
- ・ 道路の混雑は依然として多い

4. 河川敷でのバーベキュー利用の方向性

多摩川河川敷におけるバーベキュー利用について、社会実験や住民アンケートの結果を踏まえ、① 全面禁止と、利用可能区域を定めて② 利用制限・有料化の2つのパターンで比較するとともに、必要な措置などを検討し、利用の方向性を定めました。

	現状（自由使用）	① 全面禁止	② 利用制限・有料化
評価	迷惑行為軽減が期待できず、措置に関する原資も市費のみです。	迷惑行為を完全に除去するためには市の負担として相当の時間・労力・費用が想定されます。さらに禁止にしたことで市外を含めた他の地域で類似行為が発生することが予測されることから、抜本的対策とはいえません。	利用ルールを明確化し、受益者負担とすることで、迷惑行為低減のための各種措置費用に充てることが可能であり、また迷惑行為もかなり低減できていることが社会実験からも検証されたことから、適当な手法といえます。

- ・ 利用可能区域を定め、「② 利用制限・有料化」を図る手法を採用します。
- ・ バーベキューの利用可能区域は多摩川プランにおける位置づけも考慮して選定します。
- ・ 選定された利用可能区域において、利用ルールや利用時間などを定めます。
- ・ 迷惑行為の低減に継続的に取り組みます。
- ・ 維持管理に必要な経費については受益者負担を原則とします。
- ・ バーベキュー利用に必要な施設を整備し、条例で位置づけます。

(4) 利用料金

- ・ 利用料金は一人500円

(5) 利用ルール

迷惑行為の低減効果が認められたため、本格実施においても社会実験時と同様に位置づけていきます。

- ・ 音響機器の持ち込み禁止
- ・ 花火の禁止
- ・ 多摩川への入水禁止
- ・ 直火でのバーベキュー禁止
- ・ 維持管理に必要な経費を利用者から徴収
- ・ バーベキュー利用以外の利用者の明確な差別化

(6) 必要施設

社会実験ではトイレを増設しましたが、その効果が認められたため、本格実施においてもトイレを増設します。

さらにゴミ置き場については、臭いの発生やゴミの飛散を抑止するため、さらなる改良が必要です。

また、川でバーベキュー道具を洗うことのないように洗い場を整備することや安全に利用できるように階段やスロープの設置などを検討するほか、運営職員の休憩場所や備品類を保管するための管理小屋、通路部分とバーベキュー利用区域を明示するための誘導ネットなどの設置が必要となります。

- ・ トイレの増設（設置数はレンタルなどにより柔軟に対応）
- ・ ゴミ置場の改良
- ・ 洗い場の整備
- ・ 河川敷へ下りるための階段やスロープの設置
- ・ 備品類の保管場所として、管理小屋の設置
- ・ ロープ柵や誘導ネットの設置

(7) 安全管理

社会実験における安全管理体制を基本として、さらなる安全確保に努める必要があります。

- ・ 国土交通省の気象レーダーの活用による降雨状況の監視
- ・ 京浜河川事務所の水位情報の活用
- ・ サイレンや情報表示板等の設置
- ・ 利用者への降雨情報等の提供
- ・ 入水の危険性についての周知・啓発

(8) 管理運営手法

利用者のニーズや地元からの要望について素早く応えるためには弾力的な運用が望ましいため、民間のノウハウを施設管理に導入し、指定管理者制度を導入します。

- ・ 指定管理者制度の導入
- ・ 指定管理者制度の導入までの間は管理業務委託による運営

(9) 駐車場について

時期によってはバーベキューの利用者が多く来場し、野球場や広場の利用者が使えないこともありました。このため、駐車場については、橋梁下を活用した駐車場の拡張を進めるとともに、ソフト対策も合わせて進めます。

- ・ 橋梁下などを活用した駐車場の更なる拡張
- ・ 受付開始時間に合わせた来場を求めるなど、利用者への啓発

2. 川崎市都市公園条例の改正

多摩川河川敷においてバーベキュー場を適正かつ円滑に運営・管理するため、バーベキュー利用可能区域を「都市公園」として位置づけ、川崎市都市公園条例の一部改正を行います。

(1) 背景、経緯

川崎市域の多摩川河川敷の野球場やサッカー場等は、川崎市都市公園条例において「都市公園」として位置づけております。

バーベキュー利用可能区域として定める二子橋周辺の河原部分についても、「都市公園」と位置づけ、適正かつ円滑に運営・管理するため、川崎市都市公園条例を改正し、条例の中で利用時間や利用期間、使用料を規定するとともに、各種迷惑行為の規制を図ってまいります。

併せて、指定管理者制度を導入する施設としての位置づけも行います。

(2) 改正の概要

- ① 野球場やサッカー場などの有料公園施設の中に、「バーベキュー場」を追加し、併せて供用期間、供用時間、休場日、使用料を規定します。
- ② バーベキュー場の柔軟な管理運営が行えるように、指定管理者制度を導入する施設としての位置づけを行います。

(3) 改正の時期

平成22年1月27日 ～平成22年12月26日	パブリックコメントの実施
平成23年3月（予定）	条例改正
平成23年4月1日（予定）	改正条例施行
平成24年4月1日（予定）	指定管理制度の導入